

○南丹市行政評価推進委員会条例

平成26年3月28日

条例第6号

(設置)

第1条 南丹市が実施する行政評価(市が実施する事務事業に対してその必要性、手法の妥当性、成果などを調査し判定する行為をいう。以下同じ。)に対して、第三者からの視点を確保し、評価の透明性及び客観性を向上させるため、南丹市行政評価推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市の実施する行政評価について調査審議し、市長に改善案等の助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、市政、経営及び行政評価について優れた見識を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。